

消費生活 相談室

「商品をSNSで宣伝すると報酬がもらえる」などといつて、多額の商品を購入させる儲け話にご注意！

等を購入し、その商品等についてSNSで宣伝すると、商品購入代金が支払われる上に報酬等が得られる」というような儲け話に関する相談が寄せられ、国民生活センターからも注意が呼びかけられています。トラブルにあわないよう慎重に判断しましょう。

【相談事例】

「商品を購入し、SNSで宣伝すれば、フレジットカードのポイントが貯まる」という広告代行ビジネスの事業者を知人から紹介された。事業者に指定された食品、日用品、化粧品などをフレジットカードで約150万円分購入し、SNSで宣伝したところ、商品購入代金が全額入金されフレジットカードのポイントも貯まつたので、翌月は約400万円分の商品を購入した。しかし、事業者からの入金はなく連絡も取れなくなつた。

【儲け話の仕組みの一例】

1. 消費者が通販サイトで商品を購入する
2. 通販サイトから商品が届く
3. 消費者は購入した商品を自身のSNSで宣伝する

4. 消費者は宣伝を行つたことを事業者(副業サイト、広告代行ビジネスなど)に報告する
5. 報告を確認次第、消費者に商品購入代金や報酬等が支払われる

⇒ 最初は商品購入代金や報酬が支払われるが、その後入金がなくなり、連絡も取れなくなるケースがある

☆勧められるがままに多額の商品を購入するのはやめましょう
多額の商品を購入したもの、約束の商品購入代金の入金がなかつたため預金を崩して支払つたり、借金せざるを得なくなつたというケースも見受けられます。
最初に約束通り入金があつたとしても、勧められるがままに多額の商品を購入することは危険です。

【アドバイス】

- ☆うまい話をもちかけられても決してうのみにせず、慎重に判断を
- 消費者がSNSで商品を宣伝するだけで本当に利益が生まれているのか、なぜ報酬が得られるのかといった儲かる仕組みがよくわかりません。



「簡単に儲かる」などと副業サイトに掲載されていたり、知人等から紹介されてもうのみにせず、慎重に判断しましょう。